

秋田県公報

目 次	ページ
告示	
○結核予防法による医療機関の指定(七〇九〇七一一・湯沢保健所)……………	1
○騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音についての規制基準の一部改正(七一一・環境管理室)……………	1
○特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を定める件(昭和四十三年 厚生省 告示第一号) 別表第一号に建設省……………	1
該当する区域の指定の一部改正(七一一・環境管理室)……………	1
○振動規制法の規定による特定工場等において発生する振動についての規制基準の一部改正(七一一・環境管理室)……………	1
○振動規制法施行規則別表第一付表第一号に該当する区域の指定の一部改正(七一一・環境管理室)……………	1
○道路の供用開始(七一一・道路課)……………	1
公 告	
○公の施設の指定管理者の募集(男女共同参画課)……………	2
○公の施設の指定管理者の募集(自然保護課)……………	3
○県営土地改良事業の換地計画の決定(北秋田地域振興局農林部)……………	3
教育委員会告示	
○教育委員会会議の開催(一七・教育庁総務課)……………	3
公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者に係る講習会の実施(一四〇・生活安全企画課)……………	4
海区漁業調整委員会指示	
○漁業法による採捕の制限(二)……………	4

告 示

秋田県告示第七百九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年十月三日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指定年月日
日本調剤羽後薬局	秋田県雄勝郡羽後町字南西馬音内百六十九一三	平成十八年九月十五日

秋田県告示第七百十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年十月三日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指定年月日
あおは調剤薬局 羽後店	秋田県雄勝郡羽後町字南西馬音内百七十一一三	平成十八年九月二十日

秋田県告示第七百一十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年十月三日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指定年月日
羽後調剤薬局	秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字大戸道四十四一六	平成十八年九月二十一日

秋田県告示第七百一十二号

騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音についての規制基準(昭和六十一年秋田県告示第二百十九号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月三日から施行する。

平成十八年十月三日

秋田県知事 寺田典城

第二号(中)「第七条」を「第三十九条第一項」に改め、同号(中)「第五条の三」を「第二十条の五」に改める。

秋田県告示第七百一十三号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を定める件(昭和四十三年 厚生省 告示第一号) 別表第一号に該当する区域の指定(昭和六十一年秋田県告示第二百二十号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月三日から施行する。

平成十八年十月三日

秋田県知事 寺田典城

第四号(中)「第七条」を「第三十九条第一項」に改め、同号(中)「第五条の三」を「第二十条の五」に改める。

秋田県告示第七百一十四号

振動規制法の規定による特定工場等において発生する振動についての規制基準(昭和六十一年秋田県告示第二百二十三号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月三日から施行する。

平成十八年十月三日

秋田県知事 寺田典城

第二号(中)「第七条」を「第三十九条第一項」に改め、同号(中)「第五条の三」を「第二十条の五」に改める。

秋田県告示第七百一十五号

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に該当する区域の指定(昭和六十一年秋田県告示第二百二十四号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月三日から施行する。

平成十八年十月三日

秋田県知事 寺田典城

第三号(中)「第七条」を「第三十九条第一項」に改め、同号(中)「第五条の三」を「第二十条の五」に改める。

秋田県告示第七百一十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十八年十月三日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	大曲田沢湖線	仙北市角館町久内舟場一五二番一九地先から上中川原二〇一番二地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十八年十月三日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年十月三日から同月十六日まで

公 告

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。
平成十八年十月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 公の施設の概要
 - (一) 名称 秋田県中央男女共同参画センター
 - (二) 所在地 秋田市中通二丁目三番八号
 - (三) 設置目的 男女共同参画社会を形成しようとする団体等への支援を目的とする。
 - (四) 規模等 鉄筋コンクリート造地上六、七階 延床面積約七百六十五平方メートル
 - (五) 主な施設 情報交流室、交流サロン、団体・グループ活動室、研修室、相談室
- 二 指定管理者に行わせる管理の業務
 - (一) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
 - (二) 施設及び設備の維持管理に関する業務（県が管理する業務を除く。）
 - (三) 男女共同参画社会の形成に関する情報の提供及び研修に関する業務

- (四) 男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等の交流その他の活動の支援に関する業務
- (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、秋田県中央男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理に關し知事が必要と認める業務

三 管理を行わせる期間

平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで（予定）

四 申請をする団体に必要な資格等

- (一) 申請をする団体に必要な資格 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
- (二) 申請をすることができない団体
 - (1) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後二年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
 - (2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体
 - (3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

五 申請の手続

- (一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
 - (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
 - (3) 申請の日の属する事業年度の収支予算書
 - (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や業務執行体制等がわかる書類及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
 - (5) 役員名簿及び役員の略歴を記載した書類
 - (6) 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
 - (7) 指定の期間に係る年度ごとの事業計画書
 - (8) 類似施設等における業務実績を記載した書類（原則として、過去五年間を対象として記載すること。）
 - (9) 申請日の属する事業年度の前事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類

- (10) 四(一)の(1)、(2)、(3)に該当しない旨の申立書
- (11) 納税証明書（税務署、県、市町村が発行する「滞納がない」又は「納税義務がない」旨の証明書）
- (12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(二) 提出場所

郵便番号〇一〇一〇九五 秋田市山王四丁目一番二号
秋田県生活環境文化庁男女共同参画課調整・企画班（電話番号〇一八八六〇一五五五）

(三) 提出期限

平成十八年十一月六日（月）午後五時十五分まで
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

六 選定の方法、基準及び時期

- (一) 生活環境文化庁指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
 - (1) 県民の平等な利用が確保されること。
 - (2) センターの設置の目的が効果的に達成されること。
 - (3) 効率的な管理が行われること。
 - (4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、センターの設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(二) 選定は、平成十八年十一月中旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

七 募集要項の交付

五(二)に掲げる場所で、秋田県の休日と定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する休日を除き、平成十八年十月六日（金）から平成十八年十一月二日（木）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。
なお、郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはった返信用封筒を同封すること。

八 説明会

- (一) 日時及び場所 募集要項に記載する日時及び場所
- (二) その他 説明会への参加を希望する団体は、事前に九(五)に連絡すること。

九 その他

- (一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者

として指定する。
 (三) センターの管理の業務に要する経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。
 (四) 詳細は、募集要項による。
 (五) 問い合わせ先
 秋田県生活環境文化部男女共同参画課調整・企画班(電話 番号〇一八―八六〇―一五五五)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。
 平成十八年十月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 公の施設の概要
 - (一) 名称
秋田県営秋田駒ヶ岳情報センター
 - (二) 所在地
仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳
 - (三) 設置目的
自然公園の利用の増進を図り、県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
 - (四) 規模等
木造平屋建、延床面積三百五十一平方メートル
 - (五) 主な施設
展示ホール、バス待合室、公衆トイレ
- 二 指定管理者に行わせる管理の業務
 - (一) 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (二) 秋田県営秋田駒ヶ岳情報センター(以下「センター」という。)の管理に関し知事が必要と認める業務
- 三 管理を行わせる期間
平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで(予定)
- 四 申請をする上で必要な条件
センターの効率的かつ効果的な管理を図るため、申請者は仙北市が公募する「自然ふれあい温泉館」と併せて申請するものとする。
- 五 申請をする団体に必要な資格等
 - (一) 申請をする団体に必要な資格
仙北市内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
 - (二) 申請をすることができない団体
 - (1) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事

実があつた後二年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者でその事実があつた後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)
 (2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体
 (3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

六 申請の手続

- (一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
 - (1) 指定の期間に係る年度ごとのセンターの事業計画書
 - (2) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - (3) 申請の日の属する事業年度を含まない過去三カ年の事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- (二) 提出場所
郵便番号〇一〇―〇九五―一 秋田市山王四丁目一番二号
秋田県生活環境文化部自然保護課 調整・自然公園班(電話番号〇一八―八六〇―一六一二)
- (三) 提出期限
平成十八年十一月六日(月)午後五時十五分まで
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。
- 七 選定の方法、基準及び時期
 - (一) 生活環境文化部指定管理者(候補者) 選定委員会と仙北市公の施設に係る指定管理者(候補者) 選定委員会を合同で開催し、その審査結果を踏まえ最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定する。
 - (二) 選定は、平成十八年十一月月中旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。
- 八 募集要項の交付
六(二)に掲げる場所で、秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する休日を除き、平成十八年十月六日(金)から平成十八年十月二十七日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。
なお、郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはった返信用封筒を同封すること。

九 説明会

(一) 日時
平成十八年十月十六日(月)午後一時三十分
 (二) 場所
「アルバこまくさ」(仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳)
 (三) その他
説明会への参加を希望する団体は、前日までに十(五)に連絡すること。
 その他

十

- (一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (三) センターの管理の業務に要する経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。
- (四) 詳細は、募集要項による。
- (五) 問い合わせ先
秋田県生活環境文化部自然保護課調整・自然公園班(電話番号〇一八―八六〇―一六一二)

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
 平成十八年十月三日

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 秋田県知事 寺 田 典 城
県営土地改良事業(浦田地区担い手育成基盤整備事業)換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十八年十月四日から同年十一月一日まで
- 三 縦覧場所 北秋田市役所

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十七号
 次のとおり教育委員会会議を開催する。
 平成十八年十月三日
 秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男
 一 日時 平成十八年十月五日 午前十時四十分
 二 場所 教育委員会委員室
 三 案件

- (1) 議会から意見を求められた条例案に対する意見としてその専決処分報告
- (2) 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規程案
- (3) 秋田県立特殊教育学校等の一館を改正する規程案
- (4) その他

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第140号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条に規定する講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定に基づき、公示する。

平成18年10月3日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

1 講習実施期間及び場所

- (1) 法第2条第1項第3号に規定する警備業務
 - ア 実施期間
 - 平成18年11月20日(月)から同月22日(水)までの3日間
 - イ 実施場所
 - 秋田市寺内神屋敷3番1号
 - 秋田県青少年交流センター
- (2) 法第2条第1項第1号に規定する警備業務
 - ア 実施期間
 - 平成18年11月27日(月)から同月30日(木)までの4日間
 - イ 実施場所
 - 秋田市寺内神屋敷3番1号
 - 秋田県青少年交流センター

- (4) 法第2条第1項第4号に規定する警備業務
 - ア 実施期間
 - 平成18年12月13日(水)から同月14日(木)までの2日間
 - イ 実施場所
 - 秋田市寺内神屋敷3番1号
 - 秋田県青少年交流センター
- 2 受講定員
 - 各30人(定員に達した場合は、申込みを打ち切る。)
- 3 受講資格者
 - 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者
- 4 受講申込手続
 - (1) 受付期間
 - ア 法第2条第1項第3号に規定する警備業務
 - 平成18年10月16日(月)から同月20日(金)までの午前9時から午後5時までの間
 - イ 法第2条第1項第1号に規定する警備業務
 - 平成18年11月6日(月)から同月10日(金)までの午前9時から午後5時までの間
 - ウ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務
 - 平成18年11月13日(月)から同月17日(金)までの午前9時から午後5時までの間
 - エ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務
 - 平成18年11月20日(月)から同月24日(金)までの午前9時から午後5時までの間
 - (但し、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 受付場所
 - 県内の各警察署
 - (3) 提出書類
 - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書
 - イ 旧資格者証の写し
 - ウ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状
 - 5 講習手数料
 - (1) 法第2条第1項第3号に規定する警備業務
 - 14,000円
 - (2) 法第2条第1項第1号に規定する警備業務
 - 23,000円

- (3) 法第2条第1項第2号に規定する警備業務
 - 14,000円
 - (4) 法第2条第1項第4号に規定する警備業務
 - 10,000円
- 受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。
- 6 その他
- (1) 各講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。
 - (2) 講習には、筆記用具を持参すること。
 - (3) 各講習とも、講習終了後、筆記方式の修了審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
 - (4) 講習の詳細については、秋田県警察本部生活安全企画課(電話018-863-1111内線3043、3044)又は最寄りの警察署生活安全課にお問い合わせすること。

海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

秋田県海区漁業調整委員会指示第11号

漁業法(昭和二十四年法律第126号)第六十七条第一項の規定により、秋田海区管内の沿岸海域に求遊するわけ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成十八年十月三日

秋田海区漁業調整委員会会長 加 藤 和 夫

(わけ採捕の制限)

次の表の上欄に掲げる海域に於いては、同表中欄に掲げる期間は同表下欄に掲げる漁業にのみわけを採捕してはならない。ただし、天候等やむを得ない事情による場合は、当該期間を繰り延べることもできる。

海 域	期 間	漁 業
男鹿市戸賀字加茂と同市船川港本山門前の境に設置した標柱から三二四度三一分の線以北の海域	平成十八年十月十一日から同月十八日までの連続四日間及び同年十一月六日から同月十五日までの一日間	定置漁業、小型定置漁業、建網漁業、小型定置漁業
男鹿市戸賀字加茂と同市船川港本山	平成十八年十月十一日から同月十八日までの連続四日間及び同年十一月六日から同月十五日までの一日間	定置漁業、建網漁業、小型定置漁業

門前の境に設置した標柱から三二四度の三分の線以南の海域

日までの連続四日間

及び固定式さし網漁業

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄